別紙様式第８号（第 21 条第１項関係）

第　　期〔　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで〕附属明細書

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　労働金庫連合会名

理　　事　　長　　氏名

１．計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産 建物 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産							%
有形固定資産計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産							
無形固定資産計							

（記載上の注意）

１．資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。

２．当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

３．償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

(2)　引当金

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少高		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒引当金						
賞与引当金						

退職給付引当金						
合　　計						

（記載上の注意）

１．計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

２．第 57 条第２項の規定に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄の上記載すること。

(3)　子会社等に対する出費

（単位：百万円）

会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減(△)高	当該子会社の有する当会の出資口数
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額		
							（　）	口
							（　）	口
							（　）	口
							（　）	口
合　　計							（　）	口

（記載上の注意）

１．労働金庫法第 94 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２第２号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

２．「当期増減（△）高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。

３．重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(4)　子会社等に対する金銭債権

（単位：百万円）

会　社　名	当期首残高	当期末残高	当期増減（△）高
合　　計			

（記載上の注意）

労働金庫法第 94 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２第２号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

(5)　子会社等に対する金銭債務

（単位：百万円）

会　社　名	当期首残高	当期末残高	当期増減（△）高

合　　計			

（記載上の注意）

労働金庫法第 94 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２第２号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

(6) 経費

（単位：千円）

区　　分	金　　額
人　　件　　費	
報　酬　給　料　手　当	
退　職　給　付　費　用	
そ　　の　　他	
物　　件　　費	
事　　務　　費	
（うち旅費・交通費）	（　　）
（うち通信費）	（　　）
（うち事務機械賃借料）	（　　）
（うち事務委託費）	（　　）
固　定　資　産　費	
（うち土地建物賃借料）	（　　）
（うち保全管理費）	（　　）
事　　業　　費	
（うち広告宣伝費）	（　　）
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（　　）
人　事　厚　生　費	
減　価　償　却　費	
そ　　の　　他	
税　　金	
合　　計	

（記載上の注意）

監事が監査をするに当たつて、参考となるように記載すること。

(7) その他重要な事項

（記載上の注意）

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

２．業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職（当年度末現在）

役　職　名	氏　　名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘　　要

（記載上の注意）

１．労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。

２．兼職する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

(2)　役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況（当年度末現在）

①　役員等との間の取引状況

（単位：百万円）

役職名	氏　　名	貸　出　金	当期増減（△）高	債務の保証又は裏書	当期増減（△）高

（記載上の注意）

１．労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。

２．「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

②　役員等の兼職先との間の取引状況

（単位：百万円）

兼　職　先　等　名	貸　出　金	当期増減（△）高	債務の保証又は裏書	当期増減（△）高

（記載上の注意）

１．労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える株式を有する株式会社と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。

２．「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載する

こと。

(3) 役員に対する報酬

（単位：千円）

区　　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　　事		
監　　事		
合　　計		

（記載上の注意）

理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(4) その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他業務報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。